

## 道府県民税及び市町村民税（個人：人的控除編）

1. 障害者控除
  - (1) 特別障害者 280,000 円
  - (2) その他 260,000 円
  
2. 老年者控除 480,000 円
  
3. 寡婦（寡夫）控除
  - (1) 扶養親族である子を有し、前年の合計所得金額が、500 万円以下である寡婦 300,000 円
  - (2) その他の寡婦又は寡夫 260,000 円
  
4. 勤労学生控除 260,000 円
  
5. 配偶者控除
  - (1) 老人控除対象配偶者 380,000 円
  - (2) 同居特別障害者 540,000 円
  - (3) 同居特別障害者である老人控除対象配偶者 590,000 円
  - (4) その他の控除対象配偶者 330,000 円
  
6. 配偶者特別控除
  - (1) 適用要件  
自己と生計一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族及び事業専従者を除く。）  
で前年の合計所得金額が 760,000 円未満であるものを有する納税義務者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合
  - (2) 控除額
    - ① 控除対象配偶者
      - 1) 前年の合計所得金額が 100,000 円未満 330,000 円
      - 2) 前年の合計所得金額が 100,000 円以上  
330,000 円からその者の前年の合計所得金額のうち 5 万円をこえる部分の金額（そのこえる部分の金額が 330,000 円未満であり、かつ、5 万円の整数倍でないときは、そのこえる部分の金額に満たない 5 万円の整数倍である金額のうち、最も多い金額）を控除した金額

②控除対象配偶者以外の配偶者

1) 前年の合計所得金額が 450,000 円未満 330,000 円

2) 前年の合計所得金額が 450,000 円以上 750,000 円未満

380,000 円からその者の前年の合計所得金額のうち 380,000 円をこえる部分の金額 (そのこえる部分の金額が 5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額でないときは、5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額でそのこえる部分の金額に満たないもののうち最も多い金額) を控除した金額

3) 前年の合計所得金額が 750,000 円以上 30,000 円

7. 扶養控除

(1) 特定扶養親族 410,000 円

(2) 老人扶養親族 380,000 円

(3) 同居老親等 450,000 円

(4) 同居特別障害者 520,000 円

(5) 同居特別障害者である特定扶養親族 620,000 円

(6) 同居特別障害者である老人扶養親族 570,000 円

(7) 同居特別障害者である同居老親等 660,000 円

(8) その他の扶養親族 330,000 円 (15 歳未満のものは除く)

8. 基礎控除 330,000 円